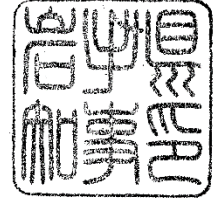


水振第520号
令和5年1月10日

岩手海区漁業調整委員会
会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



定置漁業権を相続により取得した者の適格性について（諮問）

漁業法(昭和24年法律第267号)第80条第1項の規定により、下記のとおり定置漁業権の相続の届出があったので、同条第2項の規定により、相続人が同法第72条第1項に規定する適格性を有する者であるか否かについて、貴委員会の意見を求めます。

記

- 届出者の住所
[Redacted]
- 届出者の氏名
[Redacted]
- 漁業権の名称
定置漁業権（定第317号）
- 漁場名
鵜の鳥
- 届出の原因
漁業権者 森清一 の死亡による相続



担当：農林水産部水産振興課
漁業調整担当 荒木
Tel：019-629-5817（内線5815）
Fax：019-629-5824
E-mail：t-araki@pref.iwate.jp